

発掘調査さ

れた官道

西海道内で発掘調査された古代道の遺跡としては、筑前国内の春日市春日公園遺跡・太宰府市前田遺跡などの大宰府―鴻臚館道、筑後国内の久留米市朝妻遺跡の西海道、同市へボノ木遺跡の伝馬路、肥前国内の佐賀県神埼町の吉野ケ里遺跡群や同町迎田遺跡の肥前路などがある。

このうち前田遺跡では、路面幅約九<sup>メートル</sup>・側溝幅約二<sup>メートル</sup>の奈良時代の直線道路跡が一五八<sup>メートル</sup>分検出されている。吉野ケ里遺跡内の官道は、従来から佐賀平野北部を東西に走る約一六<sup>キロメートル</sup>の直線道路として想定されていた道の一部である。この道は吉野ケ里丘陵部では高さ約五<sup>メートル</sup>の切り通しとなり、道幅約八<sup>メートル</sup>を計る。官道の両側には奈良時代の掘立柱建物群が広がり、北方約二〇〇<sup>メートル</sup>には神埼郡家も想定されている。

## 第四節 律令制下の人々の生活

### 一 戸籍の編成と豊前国

#### 大化以前の戸籍

大化の改新以前では人民は各地の豪族の私的な支配の下に置かれていたが、大化二年(六四六)の詔によって人民は公民とされ、国―郡(評)―里という行政組織の下で中央集権国家体制のなかに組み込まれて、国家から直接に把握され支配を受けることになった。戸籍はそのための基本的な台帳であり、公民は「編戸の民」といわれていづれかの戸に編成されることになった。



- ・天智天皇九年(六七〇) …… 庚午年籍こうねんじやくが完成
- ・持統天皇四年(六九〇) …… 庚寅年籍こういんねんじやくが作られる
- ・大宝二年(七〇二) …… 『大宝令』たいたほうりょうの戸令こりょうによって造籍
- ・天平宝字二年(七五八) …… 養老令の戸令によって造籍される

このように大化の改新後から戸籍作成に向けての本格的な取りかかりがみられる。六七〇年の庚午年籍は日本で最初の全国的な戸籍であり、奈良時代から平安時代初期には氏姓の根本台帳とされた。その後しばらくは全国的な造籍はなく、浄御原令の完成した六九〇年になって、その戸令に基づいて作成されたとする全国的な『庚寅年籍』が作成されたが、これは農民支配の根本台帳であるともいわれる。このあと戸籍を六年ごとに作成していく六年一造が原則となった。その後、大宝律令・養老令によって造籍されるが、平安時代になってからしだいに正確さを欠くと思われる記載や書式の欠落が見られるようになり、十一世紀初頭ごろには造籍も行われなくなるとみられている。

### 戸籍の作成と内容

造籍はそれを行う年の十一月上旬から開始して翌年の五月末までに完成するように定められており、それぞれの国の国司の責任で行われた。しかし実際的には郡司が国司の命を受けて造籍作業の中心となって里長の補助の下に各戸主に戸口の資料を提出させたと考えられている。戸籍は三通作成し、一通は国衙に保管し、二通は中央に送られて太政官を経申して更に民部省みんぶふと中務省なかつかさに送られた。

(大宝二年豊前国戸籍の一部 戸主丁勝馬手の戸)

戸主丁勝馬手、年肆拾肆歳、

正丁 課戸

妹丁勝廣手賣、年貳拾貳歳、

丁女

男丁勝吳、年拾貳歳、

小子 嫡子

從子丁勝鳥、年叁拾歳、

兵士

男丁勝赤根、年玖歳、

小子 嫡弟

母大神部牧賣、年陸拾貳歳、

老女

女丁勝羊賣、年貳歳、

綠女

大神部菟手、年貳拾貳歳、

殘疾 寄口

女丁勝鳥賣、年壹歳、

綠女 上件二口、嫡女、

從子丁勝卷手、年叁拾柒歳、

正丁

口壹拾不課

母丁勝細目賣、年陸拾歳、

丁女

凡口壹拾伍

口一小子

妻阿射弥勝布施賣、年叁拾貳歳、

丁妻

口一綠兒

男丁勝宇提、年壹歳、

綠兒 嫡子

口一兵士

弟丁勝小卷、年貳拾貳歳、

正丁

口一老女

男丁勝宇麻呂、年壹歳、

綠兒 嫡子

受田貳町壹段壹百柒拾壹步

男	三歳以下	四〜十六歳	十七〜二十歳	二十一〜六十歳	六十一〜六十五歳	六十六歳以上
女	綠兒	小子	少丁	正丁	老丁又は次丁	耆老
男	綠兒	小子	少丁	正丁	老丁又は次丁	耆老
女	綠女	小女	次女	正女又は丁女	老女又は次女	耆女

その内容については一般的には戸主を筆頭に一行ごとに直系親や傍系親、その妻妾、戸によって寄口(寄人)や奴婢を氏・姓・名・年齢の順に記された。奴婢は末尾に列記して所有者が書かれた。身体障害者は

その程度によつて残疾・痲疾・篤疾と記し、また兵士となつた正丁や位階・官職を有する戸口についてはそれも記して、最後に課口(正丁・次丁・少丁)に分けて一戸の人口を総計した。そして末尾にはその戸の受田面積が記された。戸籍の保存は過去五回の三〇年分を行つ規定がある。その後は廢棄処分されて写経所などに払い下げられ、裏面が再利用された。

正倉院に残る 古代の戸籍で現存するものは極めて

豊前国戸籍 少ないが、幸いにも九州では豊前・

豊後・筑前各国の郡・里の戸籍の一部(殘簡)が残つ

ている(第8表)。豊前国の里のそれぞれの位置につ

いては、仲津郡丁里は現在の京都郡の一部に、上三毛郡加目久也里は現在の豊前市の大村・八屋付近に、

上三毛郡塔里は筑上郡大平村唐原付近に比定されているが、いずれも山国川の左岸から行橋・京都郡の間に

位置した村落である。そこで豊前国の戸籍をみるとまず一戸の人数が多いことに気づく(前出の戸主丁勝馬手

の戸参照)。最小の人数の一人から最大人数の八七人までがみられるが、河野房男氏は「北九州において

は一戸平均人数は二十三人から二十六人であつたとみてよからう」と述べている(第9表参照)。

こうした戸は郷戸と呼ばれていて、大化二年(六四六)の詔で五〇戸を里とすると定めたのはこの郷戸を指している。河野氏の推算した一戸の平均人数を参考にすれば一里の人数は一一五〇―一三〇〇人ぐらいになる。この郷戸はまた幾つかの消費生活の単位である小家族が集まつたものであり、その小家族を房戸と呼んでいる。小家族(一軒)の人数は発掘された奈良時代の竪穴住居跡からみてもせいぜい五、六人程度と考

第8表 九州の戸籍殘簡

大宝二年(七〇二)	筑前国嶋郡川辺里
大宝二年(七〇二)	豊前国上三毛郡塔里
同	豊前国上三毛郡加目久也里
同	豊前国仲津郡丁里
大宝二年(七〇二)	豊後国(海部郡)

第3章 律令政治の展開と郷土—奈良・平安時代

第9表 仲津郡丁里、上毛郡塔里・加目久也里戸籍

豊前国仲津郡丁里戸籍（大宝2年）

1戸人数	受田額
人	町反歩
25	3・3・209
15	2・1・171
30	3・7・24
17	2・4・281
15	2・1・171
30	4・1・40
30	4・0・17
11	1・6・188
18	2・5・118
30	欠
16	2・3・46
12	欠
31	4・0・65
22	欠
14	1・8・59
63	欠
15	2・1・171
28	3・5・279
13	1・7・222
22	欠
計20戸—457人	1人受田平均486歩 (1反126歩)
1戸平均22.9人	基準に対する受田の割合 98.8 $\frac{6}{10}$

豊前国上三毛郡塔里戸籍（大宝2年）

1戸人数	受田額
	町反歩
14	1・9・17
27	3・7・357
14	2・0・135
22	・不明・
51	・ク・
25	・ク・
計6戸—153人	1人受田平均 1反147歩
1戸平均25.5人	基準に対する受田の割合 92.2 $\frac{6}{10}$

同国同郡加目久也里戸籍（大宝2年）

1戸人数	受田額
	町反歩
87	9・4・46
16	2・0・330
27	不 明
計3戸—130人	1人受田平均 1反42歩
1戸平均43人	基準に対する受田の割合 91.8 $\frac{6}{10}$

備考

1. 受田平均額—欠・不明の分は除く。
2. 基準額トハ男6歳以上1人2反、女ハソノ2/3ニヨル計算。
3. 大宝2年豊前国ノ受田八年令ニ無関係デ男子ハ1反235歩（595歩）、女子ハホボ男子ノ2/3即チ1反36歩（396歩）ヲ基準ニ授田シタトイフ（虎尾俊哉史学雑誌第63編の10号（昭28.10）一班田収授法の研究）。（宇佐市史より）

第3編 古 代 (奈良・平安時代)

えられ、これが実際の生活単位であつたらうと思われる。

これらの戸籍には秦部はたべという氏を持つ者のほかに勝という姓を持つ人名が多く、このことが特徴的である(第10表参照)。秦部は朝廷で伴造とものみやつことして奉仕していた渡来系氏族秦氏の部民べのみんとして組織された集団で、力役と貢納によって奉仕する地方農民であつた。豊前国で秦氏の部民が組織された時期については幾つかの意見があるが、『日本書紀』雄略ゆうりやく紀の秦酒公はたのさけのみが秦の民を賜り、百八十種勝ももあそひやそのすなりを率いて庸・調の絹を献上する記事、『姓氏録』の秦氏が「秦民九十二部、一万八千七百七十人」を率いて伴造になつた記事などから五世紀後半が考えられたり、また大和政権がいちおう関西以西の各地に支配権を樹立した六世紀前半代が考えられたりしている。

第10表 豊前国戸籍 (大宝2年)

	秦部	勝 姓				その他の姓	総人数
		丁勝	狹度勝	川辺勝	某勝		
仲津郡 丁里	217	51	43	31	32	27	404
		160					
上三毛郡 塔里	63	塔 勝		某 勝		4	131
		55		9			
		64					
加目久也里	26	河 辺 勝		上 尾 勝		12	66
		15		13			
		28					
某里	10						10
累 計	316	252				43	611

この表は、昭和33・34両年度におこなわれた正倉院戸籍原本調査をもとに、再整理したものである。

秦部+勝姓の総人数に対する比率は、

丁里94%、塔里96%、加目久也里82%、某里100%で、平均93%にのぼる。(『福岡県の歴史』平野邦雄・飯田久雄著 山川出版より)